

平成25年度東アジア包括的育成者権侵害対策強化事業報告

1. はじめに

本事業は、農林水産省が行った公募による委託調査事業「平成25年度東アジア包括的育成者権侵害対策事業」を（公社）農林水産・食品産業技術振興協会が受託して実施した事業の経過及び結果をまとめたものである。

2. 事業の背景及び目的

近年、東アジア各国等海外において、品種保護制度の整備とその運用の改善が急速に進展しており、これらの国においても我が国の植物新品種を保護し、その積極的な活用を図る環境が整いつつある。

一方、我が国育成者にとっては、海外におけるロイヤリティの回収、侵害品の产地・市場調査、権利侵害者への対応等を的確に行なうことが、費用や手間の観点から負担が大きいため、海外での権利行使が困難な状況にある。また、このような状況は、我が国新品種であることが疑われる品種が海外で栽培・流通されていながら何らの手だても講じられないといった事態、ひいてはそれが我が国産地を脅かしかねない事態を生じさせているほか、農林水産物・食品の輸出意欲を萎縮させる要因ともなっているところである。

このため、海外展開を図る農産物・種苗の育成者の権利行使に資することを目的として、海外における栽培・流通の実態や育成者権の侵害対策の調査を実施する。

3. 委託事業推進の実施方針

(1) 調査対象国・作物の選定

- ① 東アジア（アセアン、中国及び韓国）の中から、各の植物品種保護制度の運用状況、各國における日本からの植物品種の出願件数、具体的な侵害事例・無断栽培等の事例の有無及び規模等の重大性、植物検疫条件の違いによる我が国への輸入リスクの大きさ等を考慮して、最も優先度の高い国1カ国を選定すること
- ② 具体的な侵害事例・無断栽培等の事例の有無及び規模等の重大性を考慮して、野菜、果樹及び花きのそれぞれについて1又は2種類を選定すること
とし、

調査対象国は韓国

調査対象作物はイチゴ、キク及びバラ、カンキツ類とした（具体的な選定理由は、別紙）。

(2) 海外における栽培・流通調査の実施

韓国において、イチゴ、キク、バラ、カンキツ類を対象として、我が国育成品種の種苗や生産物の栽培、保管、販売、輸出等の調査を行うとともに、生果実等を入手及び輸入し、我が国においてDNA鑑定及び特性調査による品種類似性試験を実施して事実関係の確認を行う。

(3) 権利侵害対策調査の実施

韓国において、我が国の育成者の現地代理人等の情報提供者に対する事前の情報収集調査を実施し、調査方法、調査場所、調査時期等について、より確実性の高い情報を収集し、検討委員会での協議を経た上で、当該品種の育成者、現地代理人等の協力を得て、日本を含む海外育成品種に係る育成者権の侵害等の事例について情報を収集し、侵害品の発見ルート・証拠化から侵害場面における法的措置、許諾契約を含む示談交渉等一連の権利侵害対策について調査を実施する。

また、育成者権の侵害等が明らかになった場合には、上記の調査に加え、育成者が侵害の差し止め、警告、輸入阻止等の対応を迅速に行えるように、委託者と協議の上、専門家による支援策の検討を行う。

(4) 検討委員会の設置・運営

本事業を実施するに当たって検討委員会を設置することとし、委員は、作物育種の研究者、弁護士・弁理士、(独)種苗管理センター侵害対応アドバイザー、DNA分析を含め調査対象の類似品種の品種判定が出来る専門家、マーケティングの専門家、種苗会社及び(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の中から、8名以上を選定する。

別紙

調査対象地域の絞り込み

- ◆ JATAFF は、以下の理由から、本事業の調査対象地域として韓国を提案した。
- ◆ 理由
 - ・ 出願実績： 日本からの出願は、中国は 20 年間で 50 件、韓国は 12 年弱で 468 件、ベトナムは 7 年で 8 件、シンガポールは 9 年で 0 件であり、韓国への出願が圧倒的に多い。
 - ・ 保護対象植物種： 中国の保護対象植物は 278 種類であるが、韓国はすべての植物が保護の対象である（2012 年 1 月から）。韓国内での無断増殖の抑制上、登録が必須。
 - ・ 権利侵害の情報： 韓国で出願公表中の我が国のイチゴ 7 品種の無断栽培、キク及びバラの登録品種の育成者権侵害、カンキツ類品種の韓国内での大規模無断増殖・ブランド化等、重大な被害が予想される侵害事例が発生しているとの情報を得ている。
 - ・ 検疫： 中国からは植物検疫上からイチゴ、カンキツ等の生果実は輸入禁止品であるが、韓国からは通常の植物検査で輸入できる。
 - ・ 生産基盤：韓国は、栽培技術が比較的高く、施設整備や産地形成・ブランド化が進められており、過去のイチゴ事件（レッドパール及び章姫）のように被害が大規模化する可能性が高い。
 - ・ 輸送： 韓国から日本へは、高速フェリーが就航しており、日本への輸送条件が有利。
 - ・ 登録： 韓国は品種登録に係る初期投資費用が安い。（韓国＝約 5 万円、中国＝約 25 万円）。また、中国には認定品種権代理人が出願する必要があり煩雑。

調査対象品目の絞り込み

- ◆ JATAFF は、調査対象植物として、以下の植物を提案した。
イチゴ、キク（及びバラ）、カンキツ類
- ◆ 理由
 - ・ イチゴ： 韓国において出願公表中の、農研機構及び福岡県の品種（7 品種）が無断栽培されているとの情報を現地の出願代理人から得ている。実態を調査し、仮保護中の警告等の措置をとらなければ、被害が拡大する危険性が極めて高い。また、韓国のイチゴの生産量は約 22 万トンと我が国より多く、その大半が日本品種（レッドパール、章姫等）である。
 - ・ キク（及びバラ）： 出願件数が多く、また出願者及び現地の代理人から、育成者権侵害事例が多発しているとの情報を得ており、実態の調査及び事態を改善するための対応策の検討が必要。
 - ・ カンキツ類： 愛媛県、農研機構等の登録品種（韓国には出願していない）の大規模無断増殖（130ha）及び、済州道の補助金により産地形成・ブランド化等が進められているとの情報を愛媛県から得ており、調査の要請がある。現状では我が国への輸入はほとんどないが、すでに海外への輸出も行われており、実態を確認し、我が国への輸入阻止、我が国での販売阻止等の実効性のある対応が早急に必要。

調査地域の絞り込み基礎データ

国名	適用条約 (批准年)	保護対象植物 の出願件数 (内日本からの出願)	登録に要する 料金／品種 登録条件	海外からの 出願条件	日本への輸 出検疫条件	事例の有無	出願している 育成者の意向	日本への輸 送条件	その他
中 国	UPOV 1978年条約 (1993年3月)	278 種 類 (50件)	外国人、外 国企業は認 定代理人出 願	約25～28万円 (登録料：初年 度2.9万円)	コドリンガ、ミ カンコミバエ 種群、ウリミ バエ等により、 生果実等は 輸入禁止	中国について は、品種防衛、 類似品種の 阻止等、様子 見の状況	中国の国内市 場が未成熟		
韓 国	UPOV 1991年条約 (2001年12月)	すべて の種類 (469件)	2,980	現地法人の 直接出願可	約4万8千円～5 万3千円 (登録料：初年 度1,800 円～ 6,300円)	重要病害の 分布がなく、 イチゴ、カン キジ類等の生 果実、イネモ ニ等の輸入が 可能	高速フェリー による輸送 が可能	栽培技術が比 較的高く、国及 び道の補助金 により、施設整 備、産地形成、 ブランド化、輸 出振興等が行 われている。	
ベトナム	1991年条約 (2006年)			137(1年次) (8件)					
シンガポール	1991年条約 (2004年)			0 (0)					
その他	未加盟								

UPOV: International Convention for the Protection of New Varieties of Plants
植物の新品種の保護に関する国際条約、略称はフランス語による

韓国における調査対象作物の絞り込み基礎資料 (2013.7.31現在)

植物の種類名	申請者数	出願件数	有効登録品種数	出願中及び審査中	備考
シンビジウム	2	40	34	3	出願取下げ3 許諾はせず苗の販売のみ
キク	1	121	18	14	() 内は日本育成品種
バラ	1	143 (30)	45 (9)	0	鉢物用
カーネーション	1	6	2	4	鉢物用
ホウセンカ(インパチエンス)	2	17	5	4	鉢物用
ペチュニア	3	28	5	0	鉢物用
カリブロコア	1	2	0	2	
クレマチス	1	8	0	6	
デンドロビューム	2	13	1	0	出願無効12品種
マンデビラ	1	4	3	1	
ピンカ	1	8	5	3	
カスミソウ	1	2	2	0	海外育成品種2
イワダレソウ	2	2	1	1	
イチゴ	2	7	0	7	出願公表中
トマト	1	3	2	1	
ダイコン	1	8	5	2	侵害等の報告はない
トウガラシ	2	14	9	5	侵害等の報告はない
ハクサイ	1	17	15	2	侵害等の報告はない
ホウレンソウ	1	1	0	1	
パクチヨイ	1	1	0	1	
フキ	1	1	0	1	
リシゴ	1	2	0	2	
モモ	3	16	9	5	
ブルーベリー	1	1	0	1	
オウドウ	1	1	0	1	
プラム	1	1	0	1	
イネ	2	2	2	0	
合 計	(28社)	468	163	67	その他、保護の取消(終了)、 出願取下げ、拒絶等

4. 事業の経過及び結果

(1) 海外における栽培・流通調査

① イチゴ

● 事前の文献等による調査

- ・ 韓国におけるイチゴの出願・審査状況、育成者について調査しリスト作成
- ・ 日本におけるイチゴの出願・登録状況、育成者についてリスト作成
- ・ 韓国に出願したイチゴ7品種の特性等を調査し、写真付きリスト作成
- ・ 韓国のイチゴ生産量、主要産地、育成者の情報を収集し、予備調査計画を作成

● 現地調査（時期・訪問場所）

2013年10月24日（木）～同10月26日（土）に予備調査を実施した（別添1）。

- ・ 予備調査では、韓国のイチゴの主要産地である論山の試験場等にコンタクトをとったが調査の受け入れは困難とのことで断念し、韓国の出願代理人である多幸園芸、韓国の植物新品種保護当局である国立種子院（KSVS）及び夏イチゴの育成者であり、桃薰の試験栽培を実施している国立江陵原州大学の Dr. Yeoung（龍）教授を訪問し、日本のイチゴ品種の韓国における栽培状況、韓国における育成者権保護のための施策、韓国におけるイチゴ育種の状況、韓国で栽培されている主要品種とそのシェア等について情報を収集するとともに、可楽洞農水産物総合卸売市場及び全農ハナロマートを視察し、初競りのイチゴサンプルを購入し、特性調査のために植物検疫を受けて持ち帰った。
- ・ 韓国国立種子院の所長との意見交換で、2012年1月に、いちごを保護の対象とするにあたって韓国が実施した取り組み及び育成者権侵害に対する韓国の法令について説明を受けた。（別添2）
- ・ 韓国には、イチゴの遺伝資源は極めて乏しく、日本の品種の試験研究用のニーズは非常に高いことが分かった。
- ・ 日本の登録品種の栽培については、「さちのか」と「紅ほっぺ」の苗が売られているとの情報を得た。その他の品種については、試験的に栽培している生産者がいるとの話はあったが、確認はできなかった。また、急激なウォン高でバラ切花の輸出が不振のため、バラからイチゴ生産に切り替える生産者が出ているとのことであった。バラもイチゴも高設栽培をしており、比較的切り替えが容易とのことである。
- ・ 持ち帰ったイチゴについて、野菜茶業研究所で特性を調査した結果、「章姫」に最も近いとの結果であった。

2014年1月15日（水）～同1月18日（土）に、本調査を実施した（別添3及び別添4）。

- ・ 本調査では、韓国の山清イチゴ研究所の宇田川雄二所長と李基明副所長（慶北大学名誉教授）に、調査のコーディネートを依頼し、韓国的主要品種を育成した試験場（慶尚北道農業技術院果菜類研究所：‘サンタ（聖誕紅）’、

‘タウン(多恩)’、‘レッドベル’、‘オクキャン(玉香)’及び‘ハンウン(韓雲)’、忠清南道農業技術院論山イチゴ研究所：‘ソルヒヤン(雪香)’及び‘メイヒヤン(苺香)’、国立園芸特作研究院施設園芸研究所：‘デーワン(大王)’、山清イチゴ研究所：‘サンチョンワン(山天王)’及び‘ホンメ(紅梅)’）、イチゴ生産者及び晋州市水谷イチゴ輸出農団を訪問し、韓国におけるイチゴの品種開発、生産、流通、権利保護等について意見交換するとともに、資料収集を行った。また、晋州市内市場、釜山中央卸売市場及びイーマートで、流通しているイチゴの調査を実施し、独立行政法人種苗管理センターの品種保護 G メン（別添 5）立会いの下、DNA 分析用のサンプルを購入し、植物検疫を受けて持ち帰った。

- ・ 調査の結果、地域により割合の違いはあるものの、主要生產品種は、国内出荷用は、「ソルヒヤン」と「章姫」、輸出用は「メイヒヤン」と「レッドペール」であり、非常に品種数が少ない状況にあることが分かった。
- ・ それに加え、現在 20 を超える韓国育成品種が出願中であり、今後の普及のため、生産者のハウスで試験栽培中であった。
- ・ 韓国では、現在、新品種の許諾料（苗に 1～3% を載せる）はとっていないが、今後はとる方向で道の条例を制定する準備を進めている。一方で、外国に対しても、許諾料をとっており、「サンタ」の中国への許諾については、苗代の 5% を徴収する契約を結んだとのことであった。
- ・ 韓国のイチゴは、トウガラシに次いで第 2 位の生産額であり、国内消費、輸出とも伸びている。2012 年の栽培面積は、6,435ha、生産額は 1 兆 2 千億ウォンである。
- ・ 2011 年の農村振興庁（RDA）資料及び忠清南道農業技術院論山イチゴ試験場で入手した資料によると、全国の主要品種とその栽培シェアは、以下のとおり。

品種名称	2005 年%	2011 年%	2013 年%
ソルヒヤン(雪香)	(‘06 年) 8.50	68.2	75.4
メイヒヤン(苺香)：主に輸出用	9.26	2.9	2.3
章姫*1	33.20	14.3	14.0
レッドペール*2：主に輸出用	52.70	13.2	6.6
その他	—	1.4	1.7

注：*1 日本では、平成 19 年 1 月に育成者権が満了

*2 日本では、平成 20 年 11 月に育成者権が満了

その他には、高地性の四季咲き品種 ‘コハ(高夏)’ や韓国育成の ‘サンタ’ などの新品種も含まれると考えられる。

- ・ この表の傾向は、市場調査でも、ほぼ同様の傾向が見られ、韓国内で流通しているのは、ソルヒヤンと章姫が大部分を占めると思われた。

② キク及びバラ

ア 事前の文献等による調査

- ・ 韓国に日本から出願されているキク及びバラ品種・育成者を調査し、リスト作成
- ・ 育成者を通じて韓国の代理人を調査し、調査計画を作成

イ 現地調査（時期・訪問場所）

2013年12月4日（水）～7日（土）に調査を実施した（別添6）。

- ・ キク及びバラの大手代理店のセミライト社（別添7及び別添8）、バラの大手代理店の多幸園芸、韓国で最初に代理店を始めた大洋花卉種苗株式会社、各代理店の契約生産者及び卸売御市場を訪問し、韓国におけるキク及びバラの育成者権管理及び侵害事例への対応について意見交換及び情報収集を行った。
- ・ 政府は、育成者や生産者に補助金を付けて国内品種の育成と普及を図っているが、バラの生産量のトップ10の品種は全て外国育成品種、キクはトップ10の内8品種が外国育成品種であり、市場の評価が高ければ、生産者は許諾料を払っても外国育成品種を生産するとのことであった。
- ・ 各代理店は、積極的に海外に品種の調査に行ったり、カタログを収集したりして導入品種を選んでおり、さらに、出願に先立って、自社農場や契約生産者のハウスで試験栽培をして特性を調査し、生産者や市場向けの展示会を開催して出願する品種を選定しているとのことである。セミライト社では、試作の結果残る（出願に至る）品種は、キクの場合、切花で10%、鉢物で5%ほどとのことであった。
- ・ キク及びバラの代理店では、国立種子院（KSVS）に支払う出願料及び登録料は（育成者の権利であるため）育成者が負担し、翻訳等の代理人の手数料については無料となっている。
- ・ キク及びバラの主要な代理店は5社あるが、協会結成等の協力体制はない。
- ・ 韓国の植物新品種保護法では自家増殖を制限することができる（第57条第2項及び第3項、別添11）が、制限する作物等は、まだ指定されていない（植物新品種保護法施行令第36条第2項、別添12）。しかし、キク及びバラについては、代理店が、契約で自家増殖数を制限しており、栽培株数に対して許諾料を徴収している。代理店は、定期的に株数の調査を実施しており、契約は、厳密に管理されている。国立種子院（KSVS）の情報によると、代理店の要請により、韓国でも、2014年には、一部の種類について自家増殖禁止の指定をする予定とのことである。

③ カンキツ類

ア 事前の文献等による調査

- ・ インターネットにより済州特別自治道カンキツ出荷連合会（別添10）の「2012

年産カンキツの流通状況の分析」を調査（韓国語）

<http://www.citrus.or.kr/board/list.php?btable=bbs>

- ・日本のカンキツ品種の出願、育成者について調査し、リスト作成。
- ・インターネットにより、韓国での‘せとか’、‘甘平’及び‘紅まどんな’の販売状況を調査。
- ・農研機構果樹研究所の清水徳朗委員にカンキツの品種判別の状況及び韓国等でのカンキツの栽培状況について、第1回の検討会において情報提供を受けた。
- ・Citrus Research Station (RDA：農村振興庁)、清水委員
- ・National Institute of Horticultural & Herbal Science (RDA)、清水委員
- ・The Next-Generation BioGreen 21 Program (RDA)、清水委員
- ・RDA-brochure (RDA リーフレット)、清水委員
- ・愛媛県より、韓国における愛媛県の品種の生産、流通状況について情報提供を受けた。
- ・韓国における‘甘平’及び‘せとか’に関するインターネット情報、愛媛県
- ・韓国での、‘紅まどんな’及び‘甘平’の販売状況について、愛媛県韓国駐在職員報告

イ 現地調査（時期・訪問場所）

2014年2月5日（水）～8日（土）に済州特別自治道の現地調査を実施した（別添9）。

- ・慶北大学名誉教授の李基明氏のコーディネートにより、済州大学校生命資源科学大学生物産業学部園芸環境専攻果樹育種学研究室 Dr. Song 教授、済州特別自治道農業・普及サービス Dr. Kang 氏、済州柑橘農業協同組合及び同農協第3カンキツ流通センター、済州特別自治道農業技術院カンキツ育種センター、ハルラボン（漢拏峰）農園（自源種苗）、国立園芸特作科学院柑橘試験場及びカンキツ生産者を訪問し、カンキツの品種、生産、流通等について意見交換を行った。また、カンキツ博物館、市場、イーマート及びロッテマートの現地調査を行い、日本の品種の生産、流通状況等について情報収集を行い、サンプル入手し、特性調査等のために、植物検疫を受けて持ち帰った。
- ・カンキツ博物館の展示説明によると、済州特別自治道では、1950年代から、温州ミカンを中心に日本の品種が導入されており、1964年には大統領の特別指令により日本からの苗が導入され、1964年に110haだった栽培面積が1974年には9,923haに達し、さらに、1990年代後期には晩柑類が導入され、ハウス栽培が開始された。当時の栽培面積は25,796haまで拡大した。2000年代は輸入解放と温州ミカンの品質低下により、廃園補償費を支給して不適地柑橘園を縮小し、「不知火’、‘せとか’、‘はるみ’などの栽培面積を拡大して輸入オレンジに対抗しているとのことである。
- ・事前にインターネットで調査した済州特別自治道カンキツ出荷連合会（別添

10) の「2012 年産カンキツの流通状況の分析」によると、カンキツの栽培面積は 22,464.6ha、内、晩柑類は 1,869.6ha である。

- ・ 研究機関の品種コレクションについては、済州特別自治道農業技術院カンキツ育種センターは 261 品種、国立園芸特作科学院カンキツ試験場は 420 品種で、一部、在来遺伝資源を含むが、ほとんどが日本の品種とのことであった。
- ・ 新品種の開発は、国立園芸特作科学院カンキツ試験場で、2004 年に「ウンジュウ（下札）」、2008 年に「タンドウ 1 号」、2012 年に「新ヨカン」および 2012 年に「タムナヌンボン」が育成され、2011 年に設立された済州特別自治道農業技術院カンキツ育種センターで、枝変わり 2 品種、温州ミカンの極早生と「不知火」の果皮が赤い品種が育成（発見及び特性の確認）され、いずれも出願中とのことである。後者については、生産者が発見したとのことである。
- ・ カンキツ品種の許諾事例としては、「新ヨカン」について、済州柑橘農業協同組合が契約を結んだとのこと。許諾料は、研究開発費の 30% で、研究開発に関する法律で定められているとのことである。
- ・ 日本の品種の今後の導入については、済州柑橘農業協同組合及びハルラボン（漢峯）農園（自源種苗）から、良い品種があつたら契約したいとの申し出があった。ただし、農協からは、日本からの苗の流入が多いので、それを管理できないだろうとの話があった。
- ・ 済州特別自治道には 44 の登録種苗業者と、それ以外の約 200 の種苗業者がおり、生産者も頻繁に日本に行くなど、複数の苗の流入ルートがある。

(2) 権利侵害対策調査

① イチゴ

ア 権利侵害の実態：

今回の調査では、10 年前には日本の 2 品種（‘章姫’と‘レッドパール’）で 90% を超えていた韓国のイチゴ生産が、2011 年にはこの 2 品種で 27.5% と減少し、韓国で育成された‘ソルヒヤン’（‘章姫’ × ‘レッドパール’、2006 年）及び‘メイヒヤン’（‘栃の峰’ × ‘章姫’、2007 年）の 2 品種が 71.1% と大きく増加していることが判明した（多幸園芸で入手した、韓国農村振興庁の公表資料による）。したがって、このデータが信頼できるものであれば、日本の新品種の栽培は、栽培されているとしても、まだ広がりは限定されているのではないかと思われる。

章姫とレッドパールの日本での育成者権は、すでに期間が満了している。なお、農林水産省の公表資料によると、2000 年には、韓国で生産された‘とちおとめ’（1996 年育成）が、日本に輸入され、栃木県が許諾先の業者（国内）に文書で注意をしている。

一方で、‘さちのか’及び‘紅ほっぺ’の苗が韓国内で販売されているとの情報があり、また、論山イチゴ試験場の場長から、品種名は言えないが、日本の出願品種を試験栽培している農家があるとの情報を得た。また、国立園芸特作研究院施設園芸試験場では、どこから入手したのかは分からぬが、‘あまおう’、‘さちのか’及び‘とちおとめ’を栽

培している農家があるとの情報を得た。さらに、登録になった場合には、許諾を求めるだろうとのことであった。

今回の調査では、実際に日本の品種を研究目的以外で栽培している圃場は見ることができず、また、販売状況も確認できなかった。

イ 現地の問題意識及び当局の対応：

2012 年の韓国のイチゴ生産面積は、6,435ha と日本を上回り（日本は、平成 24 年度、5,720ha）、国民一人当たり消費量も日本の約 3 倍、輸出についても近年急増しており、生産額もトウガラシに次いで農産物の中で第 2 位であり、韓国の国民にとってイチゴは特別な作物のことである。イチゴについては、8 年ほど前に、「章姫」及び「レッドパール」について、日本の育成者と韓国の農協との間で無断増殖の損害賠償に対する話し合いが持たれたが、合意には至らず、結局、韓国政府はイチゴの保護を 2012 年 1 月まで延期し、この 2 品種の育成者権は保護される前に満了した。今回の調査で国立種子院（KSVS）から聞いたところでは、政府は、この問題に対応して、10 年間の計画で、国内育成品種の開発及び普及を、補助金を付けて強力に推進するとともに、育成者権に関する啓発を進めたとのことで、結果として、本調査で確認した 7 ページの表のように、韓国育成品種のシェアが大幅に増加した。

このため、生産者であっても、国立種子院（KSVS）のホームページで日本からの出願情報を確認しているなど、育成者権に関する関心はかなり高いと思われる。

しかしながら、韓国的新品種は、いずれも日本の品種を交配したものであり、今後も、育種材料としての日本品種の利用ニーズは高いものと思われる。また、韓国内で品種開発が進められてはいるが、現在の韓国育成の主要品種は「メイヒヤン」と「ソルヒヤン」のほぼ 2 品種で、近年、気候変動の影響で生産が不安定になっており、品種の多様化が危急の課題であるとのことであり、新品種に対する関心は高いと思われる。

イチゴについては、2014 年 2 月末現在、日本から 12 品種（民間 5、県 1 及び国 7）が韓国に出願され、すでに出願公開されており、内 9 品種は栽培試験中である。出願公開後は植物新品種保護法第 38 条により仮保護権が認められ、第 83 条（権利侵害に対する禁止請求権等）、第 84 条（侵害とみなす行為）、第 85 条（損害賠償請求権）、第 86 条（過失の推定）、第 87 条（品種保護権者等の信用回復）、第 88 条（保護品種の表示）及び第 89 条（虚偽表示の禁止）が準用される（別添 11：韓国植物新品種保護法仮訳）。なお、栽培試験は通常 2 年又は 3 年かかるとのことである。

ウ 考えられる我が国の対応：

- ・ 韓国内で育成者権の保護を望む品種については、出願する。
- ・ 韓国内でのイチゴの代理店の開拓・育成及び代理店を通じた情報収集等が必要。
- ・ 韓国内で今後策定される予定の許諾料の徴収に関する道の条例の動向を注視する。
- ・ 韓国における育成者権の保護に関する農研機構、県等の方針の検討が必要。
- ・ 今後も、韓国内のイチゴの生産及び流通状況の調査及びインターネット等を通じた情報の収集、翻訳、提供等が必要。
- ・ 韓国（及び関係国）の研究機関、大学等とのネットワークを強化し、情報の収集を図る

ことも必要と考える。

② キク及びバラ

ア 権利侵害の実態：

キク及びバラについては、現在、大きな問題は起こっておらず、それぞれの代理人により育成者権が管理されている。管理方法としては、

- 市場で調査： 卸売市場を訪問し、生産者をチェックし、契約していない生産者が出荷していないか調べる。
- 生産者調査： 契約生産者の栽培株数の調査の際に、他の生産者が無断生産をしていないか情報を得る。また、契約していない生産者を定期的に訪問して、栽培品種をチェックする。

侵害品を見つけた場合、セミライト社（契約生産者約 1,000 軒）は、バラの場合は、契約農家を守るために、一切の協議はせずに、全て抜き取り、過去の出荷に対して損害賠償を請求する。抜き取りに応じない場合は、裁判所に訴える。キクの場合は、生育期間がバラに比べて短いので、直ちに裁判所に訴える。また、契約農家が、契約以上の株数を栽培している場合は、超過分のロイヤリティを徴収する。セミライト社は、韓国における育成者権管理の正しい方向を目指して、強い姿勢で臨んでいるとのことである。

その他の代理人は、違反者と協議して、契約してロイヤリティを徴収するなどの方法で解決しているとのこと。

イ 現地の問題意識及び当局の対応：

この 1~2 年、国立種子院 (KSVS) の啓発活動や法律改正による罰則の引き上げなどにより、侵害事例が大幅に減っている。生産者は、罰則が重いので、許諾を得て合法的に作る方が良いという方向に意識が変わっている。また、卸売市場も、侵害品を扱って訴えられることを恐れて、代理店に積極的に協力して、出荷情報の開示や、ホームページで侵害品及び侵害生産者の公示を行っている。

韓国政府は、国内品種の育成者への報奨金（バラの場合、1 品種 400 万ウォン）及び生産者への補助金（バラの場合国内品種を 1 株植えると 1,000 ウォン）を出して国内品種の普及を推進したが、市場の評価が海外品種の方が高く、生産者は、補助金をもらっても、すぐに海外品種に切り替え、イチゴのように国内品種への切り替えは進んでいない。

侵害に対しては、代理店により対応が異なり、全量抜き取りのうえ損害賠償を請求するところ、和解して許諾契約を結ぶところがある。なお、侵害を認めない場合は、裁判に訴えることであった。

侵害の発見については、卸売市場（競りを行う市場）との協力が行われている。代理店が市場を回って、許諾していない生産者の切花を見つける場合、市場は、その生産者からの今までの出荷数量を代理店に開示する。また、違反した生産者からの入荷は拒否することができ、さらに、（代理店の申請に基づき）市場のホームページに、違反した生産者の氏名と品種名を掲載する措置をとる。違反品を扱った場合、市場も裁判所に訴えられた事例があり、協力体制ができたとのこと。

侵害事例に対する対応は、国立種子院（KSVS）のサポートは受けておらず、全て各代理店が行うことであることであり、韓国におけるキク及びバラの育成者権の管理は、ほぼ確立していると考えられる。

また、国立種子院の品種保護 G メン（韓国語の名称不明）は、検察官から搜索権を付託されていることである（2013年6月から）が、実績はまだない。

ウ 考えられる我が国の対応：

育成者権管理の歴史があり（2001年12月から）、管理方法がほぼ確立しているキク・バラの代理店等の経験及びノウハウを、イチゴやカンキツ類などの育成者権の管理に活かせるように情報の収集及び提供を行う。

③ カンキツ類

ア 「権利侵害等：日本で権利保護されているカンキツ品種の韓国での生産」の実態：

済州特別自治道では、古くから日本の温州ミカンの品種が導入されており、1960年代からは国策として大量の苗が導入され、2万haを超える栽培が行なわれており、現状では、そのほとんどが日本で育成された品種といえる。晩柑類の内、「不知火」が約73%を占め、「せとか」、「紅まどんな」、「甘平」及び「せとみ」の合計が約18%、その他の日本の品種を含めると、晩柑類の生産面積の96%以上が日本の品種であり、残りの約4%は、柚子、金柑、レモン等品種名称が記載されていないものである。

済州道には伝統的に日本から多くの苗が入っている経緯から、複数の極めて多くの苗の流入ルートがあり、国内的にも、韓国においてもこれを止める対策が必要と感じた。また、農協では、商標をとってブランド化を進めており、現地で実施した食味調査の結果（別添9：カンキツ調査報告）では、品質的に日本と大きな差はないと思われる。

輸出については、主に温州ミカンが、東南アジア、ロシア、カナダ、米国及び英国に輸出されている。

イ 現地の問題意識及び当局の対応：

現地では、1950年代から日本の品種が大量に導入されており、育成者権についての意識は希薄であったと思われる。しかし、2012年1月にすべてのカンキツ類を保護の対象にするにあたって、国立種子院（KSVS）が育成者権に関する普及啓発をしたものと思われ、また、2013年に済州道にKSVSの栽培試験のための支所が置かれたことなどから、日本で登録されている品種の栽培には何らかのロイヤリティが発生するのではないかとの警戒感を持っているようであった。ロイヤリティについて、苗木代に乗せるとか、バラのように契約で株数に対して徴収するとかいう方法について、あまり理解していないように思われ、イチゴに比べ、関係者の品種登録制度に関する意識は低いように思われた。韓国で品種登録しない限り権利は発生しないということについても、明確に理解していないように思われた。

ウ 考えられる我が国の対応：

- 韓国内で育成者権の保護を望む品種については、出願する。

- 国内の種苗会社、生産者、研究機関等に対し、苗の韓国への持ち出しに關し、啓發を行う。
- 韓国内でのカンキツの代理店の開拓・育成、代理店を通じた情報収集等が必要。
- 韓国における育成者権の保護に関する農研機構、県等の方針の検討が必要。
- 今後も、韓国内のカンキツ類の生産及び流通状況の調査及びインターネット等を通じた情報の収集、翻訳、提供等が必要。
- 韓国及び関係国の研究機関、大学等とのネットワークを強化し、情報の収集を図ることも必要と考える。

(3) 検討委員会の設置・運営

① 検討委員会の設置について

本事業の実施に当たって、指導・助言をいただくために、以下のメンバーからなる検討委員会を設置した。

また、カンキツ類については、育成者権を行使できない状況にあること等イチゴ、キク及びバラとは異なった観点からの検討が必要なことから本検討委員会の下に、以下のメンバーからなるカンキツ・ワーキング・グループを設置した。

検討委員会委員名簿

(座長)

腰岡 政二 日本大学生物資源科学部 教授

石黒 信生 有限会社 精興園 取締役

生越 由美 東京理科大学大学院 教授

駒村 研三 (一社) 日本果樹種苗協会専務理事

清水 徳朗 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所
カンキツ研究領域 上席研究員

鈴木 恵子 平木国際特許事務所 種苗グループ 弁理士

武智 裕司 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課 研究企画係長

丹羽 優治 (独) 種苗管理センター 品種保護対策課長

野口 裕司 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 野菜茶業研究所
野菜育種・ゲノム研究領域上席研究員

鈴木 昭二 (一社) 日本種苗協会 専務理事

矢花 公平 四ツ谷法律事務所 弁護士

カンキツ・ワーキング・グループ名簿

(座長)

駒村 研三 (一社) 日本果樹種苗協会専務理事

生越 由美 東京理科大学大学院 教授

清水 徳朗 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所
カンキツ研究領域 上席研究員

鈴木 恵子 平木国際特許事務所 種苗グループ 弁理士

武智 裕司 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課 研究企画係長

丹羽 優治 (独) 種苗管理センター 品種保護対策課長

矢花 公平 四ツ谷法律事務所 弁護士

② 検討委員会及びカンキツ・ワーキング・グループの開催状況

ア 検討委員会

● 第1回検討委員会

日時 平成25年10月10日(木) 14:00~16:30

場所 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル

概要

- i 事務局から事業の仕様書と提案書に基づき、事業概要、実施方針等を説明し、韓国において我が国育成のイチゴ、キク・バラ及びカンキツ類の栽培・流通調査及び権利侵害対策調査を実施することを確認。
- ii 清水委員から資料「カンキツの品種判別の現状及び韓国等でのカンキツの栽培状況」に基づき、DNAマーカーによる品種判別の具体的な手法や注意点、韓国での栽培実態等について説明があり、意見交換。
- iii 武智委員から「韓国における愛媛県オリジナルカンキツ品種の栽培情報」の提供。
- iv ii、iiiを踏まえカンキツ・ワーキング・グループの設置を確認。
- v イチゴの予備調査、キク・バラ、カンキツ及びイチゴの現地調査の実施に当たっての意見交換。

なお、現地調査実施に当たって韓国当局への通報を行うかどうかの議論があり、農水省の判断にゆだねることとされた。

● 第2回検討委員会

日時 平成25年12月17日(火) 14:00~16:30

場所 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル

概要

- i キク及びバラの調査報告があり、意見交換。代理店に許諾して管理委託することが有効との印象。
- ii イチゴの予備調査報告があり、日本の品種を母本にして韓国品種を育成してきている実態等について意見交換。
- iii イチゴの調査計画について事務局から説明し、日程等を確認。品種判定のためのサンプリング等について意見を交換。
- iv 直前に行われたカンキツ・ワーキング・グループにおいて決められた調査日程、調査メンバー、訪問先を確認。技術情報の流出防止について意見を交換。

● 第3回検討委員会

日時 平成26年2月25日（火） 15：10～17：00

場所 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル

概要

- i イチゴの本調査の報告があり、日本からの出願品種は、すでに一部で栽培されているものの、まだそれほど広がっていないため、今後登録された場合の管理について、検討が必要と考えられる。
- ii カンキツの調査報告があり、済州特別自治道では、伝統的に日本の品種が国策として導入されてきた経緯があり、育成者権を守るためにには、韓国に出願することが必要。
- iii 日本で育成されたカンキツ品種の韓国での生産と輸出上の問題点と対策について、直前に行われたカンキツ・ワーキング・グループの報告に基づいて、検討した。
- iv 検討委員会のまとめ（案）について、検討した。検討委員会での意見に基づいて修正の上、各委員に送り、コメントを貰うこととなった。

イ カンキツ・ワーキング・グループ

● 第1回カンキツ・ワーキング・グループ（以下WGという。）

日時 平成25年12月17日（火） 14：00～16：30

場所 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル

概要

- i 事業の仕様書・提案書の概要等について説明（第1回検討委員会資料の確認）
- ii 資料に基づき、韓国におけるカンキツ類の品種登録状況と我が国のカンキツ類の品種登録状況（現在有効なもの）の確認
- iii 調査計画・調査事項等について確認

2014年2月前半に3泊4日で済州島において、愛媛県、山口県、農研機構等我が国の登録品種の栽培状況、入手経路、カンキツ品種の権利保護に関する情報、ブランド化の取り組み等について調査

● 第2回WG

日時 平成26年2月13日（木） 14：00～16：30

場所 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル

概要

- i 济州島での現地調査の報告と取りまとめ振りについて意見交換
- ii 韓国で無断増殖されている我が国の新品種に対する今後の対応振り及び海外における育成者権の保護方法等の考え方について意見交換

● 第3回 WG

日時 平成26年2月25日（火） 13：30～15：00

場所 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル

概要

日本で育成されたカンキツ品種の韓国での生産と輸出上の問題点と対策について検討し、カンキツ・ワーキング・グループの論点整理として、第3回検討委員会に報告した。

● 論点の集約：

日本で育成されたカンキツ品種の韓国での生産と輸出上の問題点と対策

韓国への出願がない場合

【被害防止】

・ 国内の育成者権の行使：

国内での育成者権がある品種が韓国で栽培・流通され、その生産物の第三国への輸出や、我が国への逆輸入により、国内の育成者権が侵害されるだけでなく、国内産地が脅かされかねない事態が想定される。

→ 我が国への輸入については、育成者権を行使し、税関における水際での取締りが可能である。

税関への輸入差止申立を行うには、侵害の事実や識別ポイントに係る資料等が必要となる。そのためには、権利侵害品の生産と我が国への輸入に関する情報を十分な時間をおいて事前に入手できる態勢を整備することと併せて、確立しつつあるDNAマーカーによる交雑育成品種の識別技術を活用することが重要である。また、他機関と協力して登録品種の識別例やDNAマーカーによる各品種の遺伝子型情報を公開していくことも牽制材料になるのではないか。なお、この技術は加工品にも適用できる。今後は、識別可能な品種の範囲を広げるとともに、訴訟等にも対応できるだけの精度の技術開発とそれを実現するための制度や仕組み作りが望まれる。

また、税関をくぐり抜けた場合については、国内での販売を防止するため、卸売市場、小売店等の協力を得て、侵害品の流通防止を図ることが考えられる。

【再発防止】

・ 育成者権の周知が不十分：

育成者権に関する知識や権利侵害に対する警戒心が、育成者、栽培農家、流通段階（苗木業者等）、JA等農業団体、研究者などで不十分なため、過去にはついうっかり研修生や見学者に苗の譲渡をしたり、研究用に譲渡した種苗が第三者に譲渡されたりすることなどがあったことから、さまざまな対策がとられてきているが、流出を阻止するには至っていない。

→ この点は基本的な問題であり、日本国内での育成者権などの知的財産に関する教育を進める必要がある。日本から海外へ譲渡する場合は、法的な手続き（契約等）をキッチリする。国内で

の適応性試験段階での管理も厳格にする。国内で譲渡する場合でも栽培農家と契約を結ぶようなことをしないと、育成者権侵害を防ぐことは現実的には難しいということを認識する必要がある。また、登録できなかった系統についても厳格に管理することが必要である。

この点についての周知活動を強化することが重要であり、官民併せた取り組みの強化を求める。

- 栽培管理技術の情報などノウハウ管理が不十分：

栽培管理技術の情報などの普及情報が日本の雑誌等を通じて韓国にリアルタイムで流れている。ここにはさまざまなノウハウ技術が含まれていると考えられ、これらノウハウ技術の流出防止や保護の方策が課題となる。

→ 育成者権や特許権として出願しない技術情報についても、公開できる情報と知的財産として管理すべき情報を区別して管理する。また、その情報は育成者権とは別に将来的にライセンス可能な技術情報にもなりうることを意識すること。

韓国で出願する場合

- 韓国での栽培状況の把握が不十分：

何が、どの程度問題なのか、現状を把握できていない。

→ 今回の事業のように定期的に韓国の産地を訪問して調査することにより、状況を確実に把握できる。それは先方への牽制にもつながるし、対策を考えるうえでのヒントになると思われる。また、今回収集した、済州特別自治道カンキツ出荷連合会の資料のような情報を、定期的に調査することも必要。韓国語なので、探すのも読むのも難しいので、URLのアドレスを提供するなど、何らかのサポートが必要ではないか。

- 出願費用が高い：

登録品種数が多いと、出願（韓国も含めて）や登録の費用が嵩む可能性がある。韓国は、出願・登録の費用は安いが、韓国語への翻訳など出願代理人への費用がかかる。場合によっては、韓国側の代理人がこのような出願に付随する費用を持つといった契約も可能である。

→ 費用対効果の観点、牽制も含めた政策的な観点などから出願の是非を判断すべきだが、優良品種は当然のことながら出願すべき。農水省から出願への支援施策があるとありがたい。

- 韓国で我が国育成品種の苗の流通がある。：

韓国内で日本の品種の苗が増殖され、流通している。

→ 出願が可能な場合（新規性の要件が満たされる場合）、韓国に出願し権利を取得すれば、韓国内の苗の増殖・流通は違法として差し止めることができる。

→ 韓国内で育成者権の保護を望む品種については、できるだけ早く韓国に出願する。なお、出願後の許諾の可否について方向性を決める必要がある。

許諾しない場合は防衛上の出願になるが、現地の法律事務所などを通じて、産地での定期的な調査の実施などの登録の実効性を上げるための対策が必要であろう。

許諾する場合、許諾先の選定、登録後の代理人の選定、産地での生産管理とロイヤリティの

徴収などの契約の検討、違反行為への対応計画などが必要である。この関係について、韓国内の代理人等の情報の提供や、国内での専門家の育成が必要。

また、キクやバラのように、代理人により、現地での適応性試験を行って、出願品種を絞り込む方法も考えられるが、新規性の要件を満たす期間内に出願品種の選定ができるよう、注意が必要である。

→ 済州道には 44 の登録されたカンキツの種苗業者とそれ以外の 200 の種苗業者があり、また、生産者も頻繁に日本に来て新品種を収集している。韓国は、全ての植物の種類を保護の対象にしているため、日本で正規に購入した新品種の穂木や苗木を、日本から韓国へ持ち出すことは日本の種苗法上禁止されていない。しかし、新規性が認められる期間（最初の販売・譲渡から 6 年間）内に、日本の育成者が韓国に出願し、登録された場合、育成者の意に反して持ち出されたこれらの品種については、違法栽培となり、植物体の抜き取りや損害賠償等を請求することができる。こういうところの啓発を日本と韓国の品種保護当局が協力して取り組んでいくことが必要と考える。

- ・ **登録要件が厳しい。**

果樹について韓国で品種登録するには、譲渡してから 6 年の間に出願しなければならない。当該果樹品種が韓国の栽培地に適応するかどうかの検定に要する年数を考慮すると、国内で特性検定や栽培適応性試験を実施するのとほぼ同時に韓国で栽培適応性試験を始めなければならない。これは、特に育成者が公的機関の場合には予算措置等の面で、極めて厳しい条件である。また、このことについては EU でも同様な問題として議論していると聞いている。

なお、育成者の意思に反して種苗が持ち出された場合及び品種を評価するための試験栽培等は、未譲渡性を損なわない（韓国品種保護法第 17 条第 2 項）。

→ 将来的には、EU 内で実施しているような共通審査方式による共通審査や、国際的な審査協力の枠組みの策定が必要ではないか（集中審査方式や審査協力などを果樹についてアジアでも実施すること）。

なお、バラ等については、品種登録の有無にかかわらず、契約で保護している事例があるので、カンキツについても、同様のことが出来ないか、具体的に検討することも重要である。

- ・ **商標による保護の検討**

韓国では、日本の品種について、それぞれ韓国語の名称を付けて販売しており、日本の品種名称（又は商品名）の商標をとっても、品種保護の実効性は低いと考えられる。なお、韓国に品種登録の出願をする場合は、出願品種の品種名称と同一の商標は取得できない。

韓国に品種登録の出願をした場合は、種苗の販売等について品種名称の使用が義務付けられ、これに加え、商標での保護を組み合わせることにより、生産物の流通についても商標で保護することができる。また、日本から生産物の輸出をする場合には、ブランド戦略として商標を取得する意味があると考えられる。効果的な商標での保護の方法についても、検討が必要である。

③ 検討委員会のまとめ

ア 基本的考え方

植物は組織の一部から元の植物体を複製することが可能であるため、植物品種の育成者権侵害を防ぐためには、育成者及びその関係者が常に当該品種の植物体やその派生物の管理に気を配るとともに、当該品種の栽培者や取扱業者に育成者権遵守の啓蒙を図っておく必要がある。過去に海外へ種苗を持ち出されたケースでは、我が国の研究所や栽培農家が安易に研修生や見学者に苗（枝木）を譲渡し田と考えられる例が散見される。

あらためて、試験研究段階での素材・情報の管理を徹底するとともに、契約に基づかぬ譲渡はしてはいけないという意識を醸成し、また栽培農家や流通段階（種苗取り扱い業者）、JA等農業者団体での取り扱いに気を配るようにすることが肝要である。

「本来、育成者権侵害を完全に防ぐには国内で種苗を譲渡する場合でも、個々の栽培農家と契約を結ぶ必要がある」という指摘があることを踏まえた上で、管理に万全を期すことが必要である。

また、育成者権そのもののほか、当該品種の栽培技術等の情報についても育成者権に付随した極めて重要な知的財産であるので、その扱いに注意する必要がある。公的機関で育成された新品種については、少なくとも県内の農家には栽培技術等の情報を提供することになるが、その場合でも研究会等のグループ内限定の情報として伝達し、それがインターネット等で海外に野放図に流通しないようにすることも考える必要がある。

イ 韓国の実態を踏まえた育成者権侵害対策

- (i) キク及びバラについては、韓国の UPOV 加入時（2001 年 12 月 7 日）から保護の対象とされており、育成者権に関する知識もほぼ普及・定着しており、大手の代理店も数社あることから、日本と同様の管理が可能であると思われる。他の作物についても、キクやバラと同様の状態になることが望ましい。我が国で育成された品種を韓国に出願・登録後、当該品種の利用を許諾する場合、許諾先の選定、登録後の代理人の選定、産地での生産管理とロイヤリティの徴収等の契約の検討、違反行為への対応計画の検討が必要である。このため、キクやバラを扱っている代理店等を通じて、イチゴ等の作物の扱いについての管理の可否についての情報を入手して、許諾後の管理体制の確立と徹底を図ることが重要である。
- (ii) 韓国での許諾を考えない場合であっても、防衛上重要な新品種については出願・登録をしておく必要がある。併せて、定期的に栽培状況を調査し、無断増殖があれば止めさせることを積極的に行わないと、実質的な防衛にはならない。このため、信頼の置ける代理店等を捜し（あるいは育成し）、管理・監視の徹底を図ることが肝要である。これを怠ると、韓国から第三国へ我が国の育成品種の輸出が行われ、我が国にとっての重要な海外市場を失ってしまう恐れがある。
- (iii) 果樹について韓国で品種登録するには、新規性の要件として譲渡してから 6 年の間に出願しなければならない（韓国植物新品種保護法第 17 条、別添 11）。当該果樹品種が韓国の栽培地に適応するかどうかの検定に要する年数を考慮すると、国内で特性検定や栽培適応性試験を実施するのとほぼ同時に韓国で栽培適応性試験を始めなければならない。これは、特に育成者が公的機関の場合には予算措置等の面で、極めて厳しい条件である。

これについては、将来的には、EU 内で実施しているような共通審査方式による共通審査や、国際的な審査協力の枠組みの策定が必要ではないかと考える。一方、バラ等については、品種登録の有無にかかわらず、契約で保護している事例があるので、カンキツについても、同様のことが出来ないか、具体的に検討することも重要である。

なお、育成者の意思に反して種苗が持ち出された場合及び品種を評価するための試験栽培等は、新規性を損なわない。

- (iv) 商標による保護については、当然のことながら韓国では韓国語の名称をつけて販売するので、日本名の商標は実効性がない。ただし、韓国に品種登録している場合には日本の品種名称の使用（又は併記）が義務づけられているので、やはり品種登録が重要であり、有効と考える。
- (v) 不幸にして海外で種苗が育成者の意に反して増殖され、その収穫物が我が国に輸入された場合、我が国の産地が大きな打撃を受けることになる。このような事態を避けるために、育成者権行使して税関における水際での取締りが可能である。税関への輸入差止申立を行うには、侵害の事実や識別ポイントに係る資料等が必要となる。そのためには、権利侵害品の生産と輸入に関する情報を十分な時間をおいて事前に入手できる態勢を整備することが何よりも重要である。併せて、現在確立しつつある DNA マーカーによる品種識別技術について実用化と実施システムの確立・普及を急ぐとともに、さらに広範囲の種類について品種識別が出来る技術開発を行う必要がある。あわせて、登録品種の識別例や DNA マーカーによる各品種の遺伝子型情報を公開して、増殖されたものの我が国への輸入の動きを牽制することも一考である。さらに、DNA 識別技術を訴訟等にも対応できるだけの精度のものにする技術開発も今後の課題である。

ウ 育成者権侵害対策を強化する上で検討すべきこと

(i) 情報収集の強化

今回の事業のように定期的に韓国の産地を訪問して調査することにより、状況を確実に把握できる。それは先方への牽制にもつながるとともに、対策を考える上での重要な情報が得られる。調査で入手できる資料についても、韓国語を翻訳する等のサポート態勢を築き、必要な情報は速やかに適宜関係者に提供することが望ましい。

(ii) 出願促進とその費用軽減

登録品種が多くなると、出願や登録及びその維持の費用が嵩んでくる。また、韓国語への翻訳をはじめ出願に伴う手数料等が大きな負担になってくることも想定される。後者については、代理人との契約で解決できることも考えられるが、登録については政策的な観点からこれまでより多くの品種を登録していくことが必要になると思われ、韓国での出願手続きや育成者権の管理を行う代理人に関する情報提供や、韓国で最後に保護の対象とされた植物の種類等であって、育成者権の管理実績がない又は極めて少ない種類については、出願経費の補助等の費用軽減について何らかの政策的な措置が望まれる。

